

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-6 表 失業者の定義

Table 4-6: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、調査週を含む過去 1 か月間に求職活動や事業を始める準備をしていた者（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
アメリカ	人口動態調査（CPS）：16 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能（一時的な病気の場合は除く）で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者 レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
カナダ	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者。調査週から 4 週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
イギリス	労働力調査：16 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2 週間以内に就業を開始する待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ドイツ	小規模国勢調査（Mikrozensus）：仕事への従事が週 1 時間未満であって、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った 15 歳以上 74 歳以下の者 （登録失業者）職業安定機関の業務統計： 公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週 15 時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った 15 歳以上の法定年金受給開始年齢に達していない者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ $\frac{\text{登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フランス	労働力調査（Enquête Emploi en continu）： 15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
イタリア	労働力調査：15 歳以上 74 歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
スウェーデン	労働力調査：15 歳以上 74 歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中だが、2 週間以内に就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
中国	都市部登録失業者：農村戸籍を持たず、16 歳から定年退職時（男性 60 歳、女性 50 歳（幹部は 55 歳）までの年齢に属し、働くことが可能で、仕事はないが就労意欲があり、当該地域の労働保障部門に失業登録している者 都市部労働力調査：調査週において仕事がなく、仕事への従事が週 1 時間未満であって、2 週間以内に就業が可能で、過去 3 か月以内に休職活動を行った 16 歳以上の者	$\frac{\text{都市部登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (注 1) $\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

注 1) 労働力人口は都市部のみ。農民工、定年後再雇用者などは除く。

第 4-6 表 失業者の定義 (続き)

Table 4-6: Definitions of unemployed (cont.)

	失業者の定義	失業率の算出方法
韓国	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において収入のある仕事がなく、過去 4 週間に求職活動を行った者で、仕事を得られたらすぐに就業が可能となる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口 (軍人を除く)}} \times 100$
シンガポール	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査期間中に就業しておらず、2 週間以内に就業が可能であり、過去 4 週間に求職活動を行った者。就業していないが、自営業を始める準備をしていた者、調査期間後に新たな職に就く予定の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
マレーシア	労働力調査：15 歳以上 64 歳以下で、「求職活動をしている者」「求職活動をしていない者」の双方を含む。求職活動をしている者とは、調査週に就業しておらず、もっぱら求職活動をしていた者を意味する。求職活動をしていない者とは、①適当な仕事がないか、あるいは資格がないと考えて求職活動をしていない者、②一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、③求職活動の結果を待っている者、④調査週以前に求職活動をしていた者を意味する	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
タイ	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において就労が週 1 時間未満で、仕事がなく、1 週間以内に就業が可能であり、過去 30 日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フィリピン	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業可能な状態であり、過去 7 日間に求職活動を行った者（ただし、次の理由により求職活動を行っていない者を含める；仕事がないとあきらめている、求職先の応募結果を待っている、一時的な病気や障害、悪天候、直前の就業先への再就職待機）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
オーストラリア	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去 4 週間に求職活動を行った者 または、既に仕事が決まり、4 週間以内に就業を始めるために待機中だが、すぐにも就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口 (軍人を除く)}} \times 100$
ニュージーランド	労働力調査：15 歳以上の者であって、働く意欲も能力もあるが職がなく、かつ調査時点から過去 4 週間に実際に求職活動を行った者、または既に仕事が決まり、4 週間以内に就業を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間（調査期間）において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
EU	EU 労働力調査：15 歳以上 74 歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

出典：日本：総務省統計局、アメリカ：労働統計局 (BLS)、カナダ：統計局、イギリス：統計局 (ONS)、ドイツ：統計局 (Destatis)、フランス：国立統計経済研究所 (Insee)、中国：国家統計局 (NBS)、韓国：統計庁 (KOSTAT)、マレーシア：統計局 (DOSM)、タイ：統計局 (NSO)、EU：欧州統計局 (Eurostat)、その他：ILOSTAT

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参 考